

there構文の許容度をめぐって

葛西清蔵

[0] つぎのthere構文は何故許容されないか。

A??There ran a grizzly bear out of bushes.

B*There has stepped out in front of his car a small child.

C*There never stepped out in front of my car a pedestrian.

D*The driver regrets that as he was about to stop there stepped out in front of his car a pedestrian.

これらの許容度の低い文、ないし是非文の理由について、有村ほか(2003: 72-73)は、there構文に、Aではranのような「動詞の意味合いの強い物」、Bでは「動作的意味合いがよい」has stepped outのような表現、Cでは「肯定平叙文以外」であること、Dではこれが「従属節」にあること、と理由はさまざまである、という。本稿の目的はこれらの理由をもっと整理された形で示すことである。

[1] there構文の性質と許容度

There is a bird singing. There is Father waiting for you. にたいして中島(1961)は「鳥の啼くあり」、「父の汝を待つあり」という訳をあたえている。つまり「鳥の啼く」、「父の汝を待つ」はことがらとしてそのままthere is~で提示されているというわけである。ここから中島はこの文、あとで見るといわれる「5文型」には入らない文とする。

there isのあとにあるのは、「鳥が啼いている」であり「父が汝を待っている」である。これ自体がthere is文の要素になっているというわけであるが、このとき、「鳥が啼く」、「父が待つ」という表現から時制のないJespersen(1983)のいうjunctionのようになっているのである、という言い方があたるであろう。

これは、ちょうど山崎(2003: 185)がいう、

1. a. この本(を讀め)ば頭がよくなる(nexus)
- b. 頭のよくなる本(junction)

aに対するbという関係ということになる。

本（この本は頭がよくなる）がある > （頭のよくなる本）がある

nexus が junction になるような「この短く引き締まった表現」(Jespersen 1983:95の用語でいえば rigid な関係)が there is の後にふさわしい。このように、全体引き締まった部分として提示するのがこの構文の特徴ということになる。

[2] 中島(1961)は、there 構文以外の文が、主語になるものの確認(1次判断) その主語についての叙述(2次判断) からなる、いわゆる主部+述部の「二重判断」の文であるのに対して、there 構文ではあくまで nexus から時制などぬきさった junction の形での事態の提示、その確認「単純判断」にとどまるという^(#1)。語の配列について Greenbaum(1996:178)はいう。‘The arrangement involves postponing the subject and replacing it by existential *there*, which is followed by a verb phrase (generally with *be* as the main verb)---the notional subject may be followed by an -ing participle and perhaps its complement. The participle would be the main verb in the corresponding non-existential sentence.’^(#2)ここにすでに上の非文の理由の大部分は示されている。つまりこの構文はある事柄を提示するのが目的であり、ここにはじめにあげた文の判断に関わる理由があることになる。この文に出る最も普通の動詞は存在の be であり、それに類似するもの「出現の動詞」‘*exist, remain, arise, follow, come* can be used after *there* to say that something exists or happens’ (Collins 417.) とあるように be 以外は普通ではない。

[3-1] このように、there 構文は全体として junction 的な表現を「新」として一つの情報を提示することを目的としたものであるが、上の Greenbaum では、A は、中島の文の構造と同じく、There was a grizzly bear running out of bushes. となるべきであろう。この点からすると、問題としてあげた最初の文 A の非文性は明白になる。A の「動詞的意味合いの強い物」とはそのことであるはずである。つまり、この文 A では単なる提示のほかさらに ran が「強く」だされている。この種のものには次の 2 の文も含まれる。つぎの文 2 も There will be a picture of Rockies hanging on the wall. ならともかく will hang on the wall について「動作的意味がつよい」表現となっているはずであり、「単純判断」以上の情報を含まれている。

2. ?*There will hang on this wall a picture of the Rockies.

単なる提示の文ではない、上の説明からわかるように提示以上の文になっているのではないか。

[3-2] この文 B が非文なのは中島の例文や、Greenbaum のように There has been a small child stepping out in front of the car. ならともかく、それとはまったくちがうからであるが、この文の has stepped out はすでにたんなる提示以上の以上の情報を持っているこれがこの文が非文とな

there構文の許容度をめぐって（葛西清蔵）

る証拠のほうである。

[3-3]次にCの文についてのべよう。there構文はもともとある事柄の存在を「新情報」として提示するのがその目的である。そこに否定的な表現があると、それ自体が文の存在そのものを危うくさせかねないものとなる。しかしthere was no one in the room.が非文でないのであるから、否定そのものがこの文の非文の原因ではない。ここにたんなる提示以上の次の文もふくめることができる。3aでは疑問、3bもこれに類似しておりこれらについても同様であろう。

- 3 a. *Did there hang a picture of George Washington on the wall?
- b. *I wonder whether there stands in his garden a big tree.

事柄の提示どころか、提示そのものに疑問をなげている。

[3-4] このことは最後の文Dについてもほとんどあてはまる。Rosenbaumの「配列」のうえでも主節の動詞regretの内容が述べられるはずの部分は「事実」でなくてはならない、その内容にふさわしくない部分を含んだ表現が出ている。I had to walk all the way because there was no taxi available.で、ここではthere構文が従属節であるが非文でない。つぎの文4も同様に、提示はthere構文が従属節の一部になっているにすぎない。

4. *The newsman is reluctant to come because he doubts that there stands in the middle of courtyard a giant lipstick.

「4」まとめ

there構文そのものは、主語になるものを特定し、それについて一定の主張を含んだ叙述をするという、いわゆる5文型に属するものとは基本的にちがう性質のものである、ことをまず認めなくてはならない。A,Bの動詞はいずれも'apperearance...a kind of coming into existence...on the scene' (Breivik 1981 : 18)からは遠い。いずれもBreivikのいう「原則」Heavier-element principle (1980 : 34)に反すると思われる。彼はこれを'which states the heavier elements tend to come towards the end of the sentence' と定義するがA, B, C, Dのどの文もこれに反しているといえよう。A, Bの「動詞性の強い」とはまさしくそれでありC, Dについても「否定文であること」、「従属節にあること」など結果的に同様である。すでに見たようにCの否定、Dの従属節の説明も意味をもたない。全体としてはやはり、原則に反しているからだといえよう。A, B, C, Dの文はいずれもthere構文の特質である「単純判断」の内容提示以上の情報をふくむものとなっている。A, Bの動詞について、「動詞的意味がつよい」という表現通りbe動詞以上の情報をもつということを意味するであろう。許容されるのは提示と類似の意味を持つ動詞の場合だけになるはずであろう。そのようにならないときはthere構文以上の情報をふくむことになり結果的に非文を作ることになる。A, B, CD

はいずれもRosenbaumの「語の配列」のうえでも、Breivikのいう「原則」のうえでもずれているところに許容度が低い、ないしは許容されない理由があるといえる。

注

(1)nexusから時制をとりさりjunction化するプロセスは「こと」を「もの」と即物化する俳句のものと酷似しており興味深いが、これについては稿をあらためたい。

(2)次の文There was a demonstrator killed by a policeman.が許容されるところをみると、participleにはan-ingと限定すべきではない。

参 考 文 献

- 有村兼杉・北峯祐士・小林敏彦・福田稔・芳川武史 2002『英語学へのファーストステップ』英宝社
Breivik,L.R 1980 'On the causes of syntactic change in English' *Trends in Linguistics* 43: 29-70
Breivik,L.F.1981 'On the interpretation of existential THERE' *Lg*.57: 11-25
Collins COBUILD 1992 *COLLINS COBUILD English Usage* harper Collins Publishers
Collins 2005 *Cpllins CPBUILD English Grammar* Harpers Collins Publishing Company
Greenbaum,S.1996 *The Oxford English Grammar* OxfordUniv.Press
Jespersen,O. 1977 *Essntials of English Grammar* George Allen & Unwinn
中島文雄1961『英文法の体系』研究社
山崎紀美子2003『日本語基礎講座』 ちくま新書